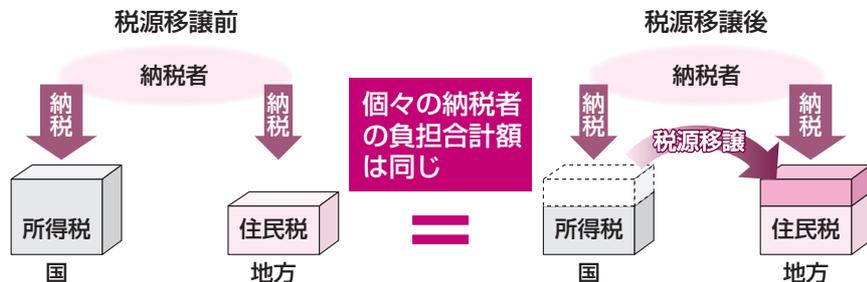


# 平成19年度から 市・道民税が 大きく変わります

## ①市・道民税の税率が一律10%になります

現在、市・道民税の所得割の税率は、課税標準額（※）に応じて3段階に分けられていますが、税源移譲により、平成19年度分（平成19年6月分）から課税標準額にかかわらず一律10%になります。

これにより、市・道民税の負担は増えますが、所得税の税率の引き下げにより所得税の負担が減るため、税源移譲の前後で『市・道民税+所得税』の負担は基本的に変りません（税額の計算例は13ページをご覧ください）。



※課税標準額とは、収入金額（支払金額）から、その収入金額を得るための必要経費を差し引き、残った金額から基礎控除や扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことで、この課税標準額に税率をかけたものが『税額』となります。

### 市・道民税の税率



## ②定率減税が廃止されます

最近の経済状況を踏まえ、景気対策のための暫定措置として、平成11年度から行われてきた定率減税が廃止されます。

平成18年 市・道民税：平成18年度分（平成18年6月分）から税額の7.5%相当額を減額（2万円を限度）  
平成19年以降 市・道民税：平成19年6月分から定率減税を廃止

平成18年度分市・道民税額 〔定率（7.5%）減税後〕	平成19年度分 市・道民税額	増額分
9,200円	1万円	800円
2万7,700円	3万円	2,300円
4万6,200円	5万円	3,800円
9万2,500円	10万円	7,500円

## ③65歳以上の方に対する非課税措置 廃止に伴う経過措置

平成18年度課税分（平成18年6月分）の市・道民税から、平成18年1月1日現在において65歳以上（昭和16年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下（年金収入のみで245万円以下）の方に対する非課税措置が廃止されました。

ただし、平成17年1月1日現在において65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する市・道民税は、経過措置として平成18年度分と平成19年度分に限り、次のとおり減額されます（平成20年度分からは、全額課税になります）。

区分	平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分
均等割	税額の3分の2を減額 市民税 3,000円→1,000円 道民税 1,000円→300円	税額の3分の1を減額 市民税 3,000円→2,000円 道民税 1,000円→600円	減額無し（全額課税） 市民税 3,000円 道民税 1,000円
所得割	税額の3分の2を減額	税額の3分の1を減額	減額無し（全額課税）



「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体の改革。その一環として、地方公共団体（都道府県・市町村）が行政サービスをより効果的に行えるよう、国から地方への『税源移譲』が行われることになりました。

今月号では、税源移譲の対象となる個人住民税（市・道民税）の税率や定率減税の廃止などについてお知らせします。